

前回（7月1日）以降の原子力規制庁の動き

令和8年8月5日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

7/9 第20回原子力規制委員会（臨時会）

- ① 東京電力ホールディングス株式会社本社及び柏崎刈羽原子力発電所における追加検査の状況及び今後の対応

審査実績

【6号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/14、7/21

資料提出：なし

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：7/30

ヒアリング：6/29、7/2、7/9、7/13、7/16、7/22

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/29

資料提出：なし

【6号機 長期施設管理計画の認可に関するもの】

審査会合：7/16

ヒアリング：7/2、7/6、7/30

資料提出：なし

【7号機 設置変更許可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/14、7/21

資料提出：なし

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：7/30

ヒアリング：6/29、7/2、7/9、7/13、7/16、7/22

資料提出：なし

【7号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/2、7/29、8/3

資料提出：なし

【保安規定の変更認可に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：7/22

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

- 7/15 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事の計画の認可申請書並びに第7号機の設計及び工事の計画の変更認可申請書を受理
- 7/22 報告書案の公表 令和8年度第1四半期原子力規制検査報告書(案)

被規制者との面談

- 6/29 原子力エネルギー協議会等との運転中保全(オンラインメンテナンス)に関する面談
- 7/2 柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事の計画の認可申請(ハフニウムフラットチューブ型制御棒の採用)並びに第7号機の設計及び工事の計画の認可申請(所内常設直流電源設備(3系統目)の設置)に関する面談
- 7/3 柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可申請(新潟の原子力施設事態即応センターの追加)に係る面談
- 7/9 柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事の計画の認可申請に係る面談
- 7/15 柏崎刈羽原子力発電所第6号機の設計及び工事の計画の認可申請(可搬型重大事故等対処設備の更新等)並びに第7号機の設計及び工事の計画の変更認可申請(可搬型重大事故等対処設備の更新等)に関する資料提出
- 7/16 実用発電用原子炉の長期施設管理計画等に係る審査会合への対応について(柏崎刈羽原子力発電所6号炉)
- 7/22 新規規制基準適合性審査(美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請(重大事故等対処設備・特定重大事故等対処施設の運転上の制限に係る記載の一部見直し))に関する事業者との面談

その他

- 7/30, 31 柏崎刈羽原子力発電所の設置変更許可申請(新潟の原子力施設事態即応センターの追加)に係る現地確認

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・ 全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開 : <https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開 : <https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・ 47都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載 : <https://www.envraddb.go.jp/>

以 上

(公開用)

**東京電力ホールディングス株式会社本社及び柏崎刈羽原子力発電所
における追加検査の状況及び今後の対応**

令和 8 年 7 月 9 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）本社及び柏崎刈羽原子力発電所において実施した追加検査の状況及び柏崎刈羽原子力発電所の今後の対応について報告を行うものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 60 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 24 日）において、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに係る事案について暫定的な重要度評価等（重要度「白」、深刻度「SLⅢ」）とすること及び東京電力に通知することが了承され、令和 8 年 2 月 25 日に東京電力から暫定評価に対し意見はない旨の回答があったことから、第 63 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 4 日）において、原子力規制検査の対応区分を第 1 区分から第 2 区分に変更すること及び追加検査を行うこと、並びにパフォーマンス上の問題に係る事実関係の把握、直接原因及び根本原因（背景要因を含む）の特定、改善措置活動の計画及び実施状況に関する報告を求めることが了承された。

その後、令和 8 年 4 月 6 日に東京電力から改善措置報告書が提出されたことから、原子力規制庁は追加検査を実施した。

3. 追加検査の状況

東京電力からの改善措置報告書の提出を受け、原子力規制検査等実施要領に基づき東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査を実施した。これまでの追加検査の状況を別添のとおり報告する。

4. 今後の対応

これまでの追加検査では、東京電力において、本事案の事実関係が詳細に把握された上で原因分析が体系的に実施され原因が特定されていること、及び原因分析の結果に基づく改善措置活動が計画、実行されていることを確認した。

一方、東京電力が本事案の水平展開として実施した類似事象調査の結果、本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において核物質防護秘密が不適切に取り扱われていることが複数確認されたことから、柏崎刈羽原子力発電所におけるこれらの事案の事実関係について本追加検査において引き続き確認を行うとともに、本社、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に対しても共通要因等の確認を合わせて行うこととする。

[添付資料]

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 原子力規制検査
中間報告書（核物質防護に係る追加検査）

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
原子力規制検査中間報告書
(核物質防護に係る追加検査)

令和8年7月
原子力規制委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 実施概要	1
3. 検査方針	1
4. 検査状況	2
5. 結論	7

別紙 確認資料

1. はじめに

令和7年6月12日、6月20日及び10月7日、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）本社から、本社社員が原子力規制委員会が発出した核物質防護秘密（以下「秘密情報」という。）を含む文書及び柏崎刈羽原子力発電所が作成した秘密情報を含む文書を無断複製していたこと、並びにその一部をスマートフォンで撮影していた旨の報告を受けた。

東京電力からの報告を受け、令和7年6月20日から令和8年1月9日にかけて原子力規制検査（チーム検査）を実施し、そこで確認した検査内容を踏まえ令和8年2月4日に重要度・規制措置会合を開催し重要度「白」、深刻度「SLⅢ」と暫定評価する結果となった。本結果について、令和7年度第60回原子力規制委員会臨時会議（令和8年2月24日）において暫定評価結果及び東京電力に対し暫定評価結果を通知することが了承され令和8年2月25日に東京電力から暫定評価に対して意見はない旨の回答があったことから、第63回原子力規制委員会（令和8年3月4日）において対応区分を第1区分から第2区分への変更及び追加検査実施に係る文書の発出が了承された。

その後、令和8年4月6日付け原管発官R8第8号をもって、東京電力から「本社及び柏崎刈羽原子力発電所における秘密情報の不適切な取扱いに関わる改善措置報告書」（以下「東電報告書」という。）の報告を受けた。東電報告書の内容を踏まえ、「原子力規制検査等に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第1号）第3条第2項第1号の規定に基づく追加検査（追加検査1）を令和8年4月27日から6月10日に実施しその状況を取りまとめた。

2. 実施概要

(1) 事業者名：東京電力ホールディングス株式会社

(2) 事業所名：本社

柏崎刈羽原子力発電所

(3) 検査日：令和8年4月27日

令和8年5月12日

令和8年5月19日～5月20日

令和8年6月9日～6月10日

検査実施者：放射線防護グループ核セキュリティ部門 3名

柏崎刈羽原子力規制事務所 1名

(4) 検査時間：58時間・人

3. 検査方針

追加検査では、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における秘密情報の不適切な取扱いに対し、事実確認が詳細に行われているか、東京電力による直接原因及

び根本原因（背景要因を含む）の特定が適切に行われているか、これらを受け改善措置活動が適切に立案及び実施されているかについて以下の視点に基づき検査を行った。同検査では、東電報告書の内容の確認、現場確認、記録や規定類の確認、関係者へのインタビュー等を通じて確認を行った。

東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所に係る追加検査の確認の視点

検査事項	確認の内容
①事実関係が詳細に確認されているか	東京電力が行った調査結果に関する事実確認 ・インタビュー、アンケート等の記録確認
②体系的な手法を用いて原因分析され、原因が特定されているか	・パフォーマンス上の直接原因及び根本原因（背景要因を含む）を特定するための方法が明確にされていること ・根本原因（背景要因を含む）が直接原因から導き出され、具体的かつ明確であるか
③各原因に対して改善措置活動が立案、実施されているか	・直接原因及び根本原因（背景要因を含む）で抽出された課題に対する改善措置活動の計画が定められ実施されているか ・類似事象の有無

4. 検査状況

4.1 事実関係が詳細に確認されていることに係る確認結果

原子力規制庁は、検査対象事象である本社社員（以下「社員行為者」という。）が原子力規制委員会が発出した秘密情報を含む文書（以下「当該文書A」という。）の無断複製及び当該文書Aの特定のページをスマートフォンで撮影し内容の一部をメールに記載し社内関係者に送付した件、並びに柏崎刈羽原子力発電所が作成した秘密情報を含む文書（以下「当該文書B」という。）を無断複製した件について、東京電力が事実に関する調査として確認した内容について確認の視点に沿って以下のとおり確認した。

（１）インタビュー、アンケート等の記録確認

原子力規制庁は、東京電力が実施した当該文書Aの無断複製に関する同様事案の有無を確認するためのアンケート及びインタビューの実施記録を確認した。

その結果、アンケートについては、柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用が発生した時期を含む令和2年4月以降に東京電力本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において秘密情報取扱者に指定されている454名を対象に実施（実施期間：令和7年7月23日～8月28日）し、その中で「秘密情報の不適切な取扱いを行っていることを見たことがあ

る」と5名が回答しており、その5名に対する追加のインタビューにより詳細を確認した結果、全て本事案に係る当該文書Aに関するものであった。また、いずれも当時の認識としては当該文書Aを所持していた社員行為者が情報管理責任者であることを把握しており、必要な手続きを行ったうえで所持していると理解されていたものでありその他に新たな事実は確認されなかった。

インタビューについては、令和2年4月以降に単独で秘密情報にアクセスできる可能性のある管理職等54名を対象に実施（実施期間：令和7年7月14日～8月8日）し、その結果、回答者の約4割は単独で秘密情報にアクセス可能またはアクセスしたことがあると回答しているものの新たな同様の不正行為は確認されなかった。

また、アンケート及びインタビューでは、情報保護区域が狭いことや閲覧に係る運用改善の必要性等について問題がある等の意見も複数あり、ハード面、ソフト面に改善を要する事項があることが確認されたもののこれらの結果を踏まえ他に当該文書Aが無断複製された事実はないと判断した。

4.2 体系的な手法を用いた原因分析の実施及び原因特定に係る確認結果

原子力規制庁は、東京電力が核物質防護上パフォーマンスに劣化があると認識した、①当該文書Aを所定の手続きを行わず複製し個人が保管していたこと、②当該文書Aの特定のページをスマートフォンで撮影し内容の一部をメールに記載し社内関係者に送付したこと、③当該文書Bを所定の手続きを行わず複製し、柏崎刈羽原子力発電所核セキュリティ担当部門の共用フォルダに保存していたこと、及び④当該文書Bを社員行為者の個人貸与パソコンに保存していたことについてパフォーマンス上の問題点とした上で実施した原因分析の詳細について確認の視点に沿って以下のとおり確認した。

（１）パフォーマンス上の直接原因及び根本原因（背景要因を含む）を特定するための方法が明確にされていること

原子力規制庁は、東京電力が本件に係る原因分析のプロセスに関する手順及び本事案の評価に係る会議議事録等を確認した。

その結果、本社と柏崎刈羽原子力発電所においてそれぞれCR（コンディションレポート）が作成され、マニュアルに基づく会議体において核セキュリティ担当者以外の者も参加し審議され、原因分析の手段については業務ガイドに基づき、同会議体において原因分析を実施すること等が決定されていることを確認したことから、原因分析を特定するための方法が明確に定められていると判断した。

（２）根本原因（背景要因を含む）が直接原因から導き出され具体的かつ明確であるか

原子力規制庁は、東京電力が上記（１）において決定した原因分析の実施結果について、関係者へのインタビュー及び分析に係る資料等を確認した。

その結果、上記 4.2 で核物質防護上パフォーマンスに劣化があると判断した①～④に対する直接原因の調査については、一連の行為を時系列で整理した上で問題点が抽出され、いずれも社員行為者 1 人による行為であることから直接原因については「社員行為者のルール遵守に対する意識が低かった」と特定されていた。なお、本事案についてこれまで原子力規制庁が実施した原子力規制検査においては社員行為者以外の関与は確認されていない。

この直接原因を基にヒューマンエラーに関する原因分析手法を用いて根本原因（背景要因を含む）がまとめられた。背景要因については、個人の要因（動機）、管理の要因（抑止力の不足）及び組織の要因（体制、教育、倫理、資質）の観点から分析が行われ、背景要因の問題点として以下の３点が抽出されていた。

- ・問題点 1 情報保護区域に 1 人で入室し、許可無く秘密情報を持ち出し複製することを物理的に制限する仕組みがなかったこと。
- ・問題点 2 秘密情報の不適切な持ち出しを把握する仕組みが不足していたこと。
- ・問題点 3 一部の社員は、社員行為者の不適切な行為を見聞きしているが、その行為がルールを逸脱していることを見抜くことができず他の者に言い出せなかったこと。

以上の問題点を基に根本原因の分析を行った結果、要点としては物理的に不正を防止する仕組みがなかったということであり、社員は不正を行わないという前提のもとで運用されていたものと分析されていることから、今回の一連の事案に対する根本原因（背景要因を含む）については、直接原因から導きだされ概ね妥当なものと判断した。

4.3 各原因に対する改善措置活動の立案及び実施に係る確認結果

原子力規制庁は、東京電力が直接原因及び根本原因（背景要因を含む）を踏まえ実施するとした再発防止対策の実施状況について、関係者へのインタビュー、現場確認及び関連資料等の詳細について確認の視点に沿って以下のとおり確認した。

- （１）直接原因及び根本原因（背景要因を含む）で抽出された課題に対する改善措置活動の計画が定められ実施されているか

問題点 1 の再発防止対策（物理的制限）

対策 1 秘密情報アクセスに対する 2 人ルールの物理的な制限

・本社

秘密情報へ 1 人でのアクセスを物理的に制限するため、秘密情報保管庫（以下「保管庫」という。）の解錠については、IC タグと生体認証の操作により行うことをガイドに運用を定め実施した。

同ガイドに基づく運用が実施されていることは、チェックシート及び実機確

認により1人では鍵ボックス内のICタグ取り出しと保管庫の開放の両方はできない設定となっていることを確認した。

・ 柏崎刈羽原子力発電所

秘密情報へ1人でのアクセスを物理的に制限するため、生体認証装置、鍵の貸し出しには2人が揃っていることの確認等をガイドに運用を定め実施した。

同ガイドに基づく運用が実施されていることは、管理簿、生体認証に鍵取扱責任者が登録されていないこと、並びに情報保護区域入口鍵及び保管庫鍵の保管状況等により確認した。

対策2 核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認

・ 本社、柏崎刈羽原子力発電所

電子媒体等による秘密情報の不正な複製等を防止するため、秘密情報が漏洩するおそれが無い状態を除いて情報保護区域内へのスマートフォン、電子媒体等の情報端末類の持ち込みを禁止することをマニュアルに運用を定め実施した。

同マニュアルに基づく運用が実施されていることについては、鍵管理責任者及び関係者へのインタビューにより確認した。

問題点2の再発防止対策（不適切な行為の把握）

対策3 監視カメラ映像の定期的な確認

・ 本社、柏崎刈羽原子力発電所

情報保護区域内での秘密情報の取扱い状況の把握及び不正行為抑止のため、情報保護区域内にカメラを設置し録画映像を定期的に確認することをガイドに定め実施した。

同ガイドに基づく運用が実施されていることは、カメラ映像に大きな死角が無いことを確認した上で、チェックシート、記録表及び実際の録画映像の確認により確認した。

問題点3及び直接原因の再発防止対策（不適切な行為への気付き、その対応）

対策4 情報管理責任者等に対する研修の実施

・ 本社、柏崎刈羽原子力発電所

本事案の直接原因とした管理的立場にある個人のルール遵守に対する意識の薄れについては、本事案を教訓として、本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の核物質防護管理者及び情報管理責任者に対し、その立場と期待事項の再認識並びに本社、各発電所における情報管理に関する課題の共有等を行い、情報管理に関する責任者の管理責任を再認識

させることを目的とする研修を令和8年4月23日に実施した。

具体的には、秘密情報取扱いの利便性、「言い出せる組織」の構築及び情報管理に係る行動計画の策定について討議を行い、原子力運営管理部長による講評が行われ、同研修の実施結果は研修終了後の参加者アンケートにより確認した。

本事案で当該文書Aを社員行為者が所持していることを認識していた社員がいたにも関わらず指摘できなかった点については、日頃からのコミュニケーションの重要性、上司に対しても間違いを指摘できる関係の必要性等についての意見があったこと、同様の事案を再発させないという点については、本事案を一過性にしないことの重要性、研修よりも仕組みを作ることの必要性等について意見があったことを確認し、問題意識の共有と改善、再発防止に関する議論が行われたことを確認した。

また、本研修はマニュアルにおいて年1回開催することを定め、有効性の評価については原子力運営管理部長及び発電所長が確認することが定められたことを確認した。

その他アンケートの意見等からの再発防止対策

対策5 核物質防護秘密を取り扱う執務環境の改善

・ 柏崎刈羽原子力発電所

情報保護区域に十分なスペースがないため同区域内での作業（秘密情報を参照しながらの作業、問合せ対応等）が困難な状況であったことについては、令和8年6月1日に同発電所で開催された「核セキュリティ運営委員会」において、情報保護区域内で2人ルールを確保しつつ資料作成及び問合せ対応が行える執務環境とすることを目的として同区域の拡張が決定された。

具体的には、令和8年12月末までに現在の情報保護区域に隣接する区画へ移転し、広さは約3倍に拡張するとともに作業スペースを設置する。

また、安全施設建設担当部門の情報保護区域については、担当部門との調整が完了後に廃止し同部門が管理している秘密情報は廃棄する。

情報保護区域の拡張計画については、上記核セキュリティ運営委員会の議事録において発電所長による承認がされていること及び見取り図により確認した。なお、本社の情報保護区域には既に十分なスペースが確保されていることから本対策の実施はない。

以上のことから、直接原因とした社員行為者のルール遵守に対する意識が低かったこと、並びに根本原因（背景要因を含む）として抽出された物理的に不正を防止する仕組みがなかったという課題に対する改善措置活動の計画が定められ実施されていると判断する。

（２）類似事象の有無

原子力規制庁は、東京電力が実施した、本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の核物質防護担当部門の共用フォルダ並びに同部門に所属する社員のパソコンについて、秘密情報が不適切に保存されていないかに係る調査結果を確認した。

その結果、本社、柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の共用フォルダに複数のファイルがそれぞれ保存されていたこと等を確認した。

なお、今回確認されたファイル等については現在まで社員行為者の関与、並びに情報漏洩の事実は確認されていない。

5. 結論

上記４．の検査状況に記載したとおり、原子力規制庁は、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所における秘密情報の不適切な取扱いについて、東京電力において事実関係が詳細に確認された上で体系的な手法を用いて直接原因及び根本原因（背景要因を含む）が特定されていること、並びにそれら特定された原因等を踏まえ再発防止上有効な改善措置活動が立案され実行されていることを確認した。

一方で、本事案の水平展開として実施された調査において、秘密情報の管理が不適切に取扱われていた事象が複数確認されたことから追加検査は継続することとし、共通要因等の確認を引き続き行うこととする。

○確認資料

- ・核物質防護秘密取扱いアンケート（2025 年 7 月 23 日～8 月 28 日）（454 名分）
- ・インタビュー結果（2025 年 7 月 14 日～8 月 8 日）（54 名分）
- ・当該文書 B ファイルへのアクセスログ
- ・核物質防護情報の不適切な管理について（CR10142936）
- ・核物質防護情報の不適切な管理について（CR10138497）
- ・指示文書 【指示】情報保護区域の運用ルールの追加について
- ・業務連絡書 情報保護区域内監視カメラ映像の定期確認について（Rev. 1）
- ・（再修正版）【依頼】情報保護区域入域時における持ち込み物品の確認について
- ・承認書 情報保護区域内監視カメラ映像の確認者の指名について（安全施設建設センター）
- ・情報保護区域の拡張計画 2026 年 6 月 1 日
- ・核セキュリティ運営委員会議事録（2026 年 6 月 1 日）
- ・核物質防護情報管理研修（上級者編）実施報告書
- ・指示文書 【指示】核物質防護管理者および情報管理責任者に対する教育項目の追加について